

○ 研究者、職員、経営者にとっての様々な有用性

前田 早苗

千葉大学 大学院国際学術研究院 教授

以前、大学評価の仕事に従事していた折には、『大学設置審査要覧』は必携の資料だった。この冊子が刊行されなくなっても、文部科学省の会議では同種の資料を目にするものの、大学の設置関係業務の担当者や認証評価機関の関係者はさぞかし不便だろうと思っていた。

今回、地域科学研究会による『大学設置審査評価法令集』を手にして、まず、そのページ数の多さに驚くとともに、高等教育機関が多様化していること、それに伴って関係法令が複雑化していることにあらためて気づかされた。

例えば大学設置基準であれば、簡単にインターネットで調べられる便利な時代ではあるが、これに関係する法令には何があるのかを次々にネットで探すのは意外に手間がかかる。特に施行通知のような文書は、その存在を知らずに過ぎてしまうと、さかのぼって調べるのは大変だ。必要に迫られてからあたふたと調べたことは何度もあった。その点、『大学設置審査評価法令集』は、法令だけでなく、施行通知もまとめて確認できるし、このように一覧性が高い資料は、目次を見ただけで自分が確認しておくべき法令が何かを思い出させてくれる。

大学では様々な改革が盛んにおこなわれるようになっているが、大学として最低限守らなければならないことだけではなく、新たにどのような可能性が拓けるのかも俯瞰的に確認することができるのも法令集の良さであろう。

一方、大学設置基準のような主要な法令については、単に守るべきものとのみとらえるだけではなく、その適切性・妥当性について判断する視点を持つことも、大学人として重要であると考え

わが国の大学の質保証システムは、大学設置基準、設置認可審査、認証評価の3つ機能の組み合わせであるとされている。現在、中央教育審議会に置かれた大学質保証システム部会では、質保証システムの機能の明確化が検討されている。加えて、大学自身による内部質保証の重要性が強調され、大学の自律的な質向上への取り組みが期待されるようになっている。

こうした流れの中で、大学設置基準はさらに緩和される可能性はあっても、厳格化されることはないように思われる。コロナ禍によるオンライン教育の進展も設置基準に何らかの影響を及ぼすかもしれない。

基準は緩和されればされるほど大学運営はやりやすくなるだろう。しかし、現行の大学設置基準をあらためて読むと、その抽象度の高い条文には大学の自律性が尊重されているものもある。その意味をどう解釈するかは、認可審査や認証評価に任せるのではなく、大学の質を考えるうえで重要なことだろう。

『大学設置審査評価法令集』は、高等教育研究者、大学職員、大学の経営に携わる人それぞれにとって、様々な有用性を持っている。ぜひ身近に常備して活用されることをお勧めしたい。

(2020.12.21)